

2019 年 7 月 23 日

働く人の健診
安全確保のための健診

上家 和子
日本医師会総合政策研究機構

目 次

1. はじめに	2
2. 働く人の健康を守る	2
2.1 労働者の健康管理のための事業者の責務としての健康診断	2
2.2 医療保険の保健事業における保険者の努力義務としての健康診査	3
2.3 生涯にわたる国民の健康の増進のための健診	4
2.4 医療費適正化のための健診	4
3. 職務上の安全確保	5
3.1 航空法による航空身体検査	5
航空法施行規則 別表第 4（航空法施行規則第 61 条の 2 関係）	9
3.2 防衛省内規	17
3.3 旅客自動車運転手の場合	23
3.4 鉄道運転士の場合	26
3.5 学校保健安全法	28
4. おわりに	30

1. はじめに

医師の働き方改革を推進するなかで、医師自身の健康を守るとともに、医療安全の観点からも、医師の健康管理は重要である。

働く人の健康管理の仕組み以外に、他の人を守るという職務においては、さまざまな健康管理の例がある。

これらの先行事例を参照しておくことは、医師の健康管理を考えるうえでの参考資料となる。

2. 働く人の健康を守る

2.1 労働者の健康管理のための事業者の責務としての健康診断

労働安全衛生法上の健診は、労働者の健康を守るための事業者の責務として実施される。具体的な健診項目について省令で定める際には、労使学識の三者で構成された労働政策審議会（安全衛生分科会）で検討され、どこまでが使用者側の責任になるのか、という観点を中心に検討されている。

労働安全衛生法

第一条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

【中略】

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなけ

ればならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

第六十六条の八の二 事業者は、その労働時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超える労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

【以下略】

2.2 医療保険の保健事業における保険者の努力義務としての健康診査

医療保険による保健事業は、被保険者等の健康の保持増進を目的として、健康保険法 150 条、国民健康保険法 82 条、高齢者の医療の確保に関する法律 125 条等にもとづく保険者の努力義務として規定されている。

健康保険法

第百五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

【以下略】

国民健康保険法

第八十二条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その

他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

【以下略】

高齢者医療確保法

第二百五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

【以下略】

2.3 生涯にわたる国民の健康の増進のための健診

健康増進法 19 条の 2 では、生涯にわたる国民の健康の増進を目的として、健康診査、保健指導、がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診を、市町村の努力義務と位置付けている。各健診等の詳細は、厚生労働省令で定めている。

健康増進法

第十九条の二 市町村は、第十七条第一項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

2.4 医療費適正化のための健診

高齢者医療確保法 20 条では、国民の高齢期における適切な医療の確保のために、40 歳以上 75 歳以下の加入者に対する厚生労働省令による健診を保険者の

義務としている。

高齢者医療確保法

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二十一条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、前条の特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする。

2 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき特定健康診査に相当する健康診断を実施する責務を有する者は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならない。

3. 職務上の安全確保

3.1 航空法による航空身体検査

航空法 31 条では、航空機に乗り込んで運航を行う者（パイロット）に対して、航空身体検査を受けたことの証明の提出を義務づけている。具体的な項目は航空法施行規則に、別表第 4 として具体的に示しており、さらに、国土交通省航空局長発の「航空身体検査マニュアル」

<https://www.mlit.go.jp/common/001293916.pdf> を示すことで、より具体的かつ時宜に照らした追加を可能として実施している。

航空法

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。【以下略】

（航空身体検査証明）

第三十一条 国土交通大臣又は指定航空身体検査医（申請により国土交通大臣が指定した国土交通省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。）は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空身体検査証明を行なう。

- 2 航空身体検査証明は、申請者に航空身体検査証明書を交付することによって行なう。
- 3 国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、第一項の申請があつた場合において、申請者がその有する技能証明の資格に係る国土交通省令で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならない。

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

航空法施行規則

（航空身体検査証明の申請）

第六十一条 法第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請しようとする者は、航空身体検査証明申請書（国土交通大臣の指定する医療機関等（以下「航空身体検査指定機関」という。）において申請前一月以内に受けた検査の

結果を記載したもの。第二十二号様式）を国土交通大臣又は指定航空身体検査医に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、はじめて航空身体検査証明を申請する場合を除き、前回の航空身体検査証明に係る検査（以下「身体検査」という。）の結果の記録を添えなければならない。

（身体検査基準及び航空身体検査証明書）

第六十一条の二 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第一種	第一種航空身体検査証明書
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第二種	第二種航空身体検査証明書

2 前項の表の身体検査基準の内容は別表第四のとおりとし、航空身体検査証明書の様式は第二十四号様式のとおりとする。

【以下略】

（航空身体検査証明の有効期間）

第六十一条の三 法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日から起算して、次の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表

の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

【以下略】

技能証明の資格	区分		期間
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年
		交付日における年齢が四十歳以上	六月
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
	その他の場合		一年
自家用操縦士	交付日における年齢が四十歳未満		五年又は交付日から四十二歳の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この表において同じ。）の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満		二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
	交付日における年齢が五十歳以上		一年
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合	交付日における年齢が六十歳未満	一年
		交付日における年齢が六十歳以上	六月
	交付日における年齢が六十歳以上		六月

一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士		一年
----------------------------------	--	----

(指定航空身体検査医)

第六十一条の五 法第三十一条第一項の指定を受けようとする者は、航空身体検査医指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 医師免許証の写し
- 三 航空身体検査指定機関に所属していることを証明する書類

2 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 航空身体検査指定機関に所属する医師であること。
- 二 航空身体検査証明についての国土交通大臣が行なう講習会に出席したこと又は航空身体検査証明について当該講習会に出席した者と同等以上と認められる知識を有すること。
- 三 臨床又は航空医学の経験を五年以上有すること。

【以下略】

航空法施行規則 別表第 4 (航空法施行規則第 61 条の 2 関係)

身体検査基準

検査項目	第 一 種	第 二 種
一 一 般	(一)頭部、顔面、頸部、躯幹又は四肢に航空業務に支障を来す変形、奇形又は機能障害がないこと。 (二)著しい全身の衰弱又は航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。 (三)悪性腫瘍又はその疑いがないこと。	(一)頭部、顔面、頸部、躯幹又は四肢に航空業務に支障を来す変形、奇形又は機能障害がないこと。 (二)著しい全身の衰弱又は航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。 (三)悪性腫瘍又はその疑いがないこと。

	(四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。 (五) 重大な内分泌疾患又は代謝疾患がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症がないこと。 (七) 重大なアレルギー性疾患がないこと。	(四) 重大な感染症又はその疑いがないこと。 (五) 重大な内分泌疾患又は代謝疾患がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病又は免疫不全症がないこと。 (七) 重大なアレルギー性疾患がないこと。
二 呼吸器系	(一) 活動性の呼吸器系疾患がないこと。 (二) 胸膜又は縦隔に重大な異常がないこと。 (三) 病巣の安定を確認できない肺結核後遺症がないこと。 (四) 呼吸機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと。 (五) 自然気胸又はその既往歴がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのある胸部の手術による後遺症がないこと。	(一) 活動性の呼吸器系疾患がないこと。 (二) 胸膜又は縦隔に重大な異常がないこと。 (三) 病巣の安定を確認できない肺結核後遺症がないこと。 (四) 呼吸機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと。 (五) 自然気胸又はその既往歴がないこと。 (六) 航空業務に支障を来すおそれのある胸部の手術による後遺症がないこと。
三 循環器系	(一) 収縮期血圧一六〇ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧九五ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う起立性低血圧がないこと。 (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。 (三) 重大な先天性心疾患がないこと。 (四) 急性機能喪失等により航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患がないこと。 (五) 重大な心膜の疾患がないこと。	(一) 収縮期血圧一六〇ミリメートル水銀柱未満、拡張期血圧九五ミリメートル水銀柱未満であり、かつ、自覚症状を伴う起立性低血圧がないこと。 (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。 (三) 重大な先天性心疾患がないこと。 (四) 急性機能喪失等により航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患がないこと。 (五) 重大な心膜の疾患がないこと。

	(六)心不全又はその既往歴がないこと。 (七)重大な刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (八)動脈瘤、重大な静脈瘤又はリンパ浮腫が認められないこと。	(六)心不全がないこと。 (七)重大な刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。
四 消化器系 (口腔及び歯牙を除く。)	(一)消化器系及び腹膜に重大な疾患又は機能障害がないこと。 (二)航空業務に支障を来すおそれのある消化器(肛門部を除く。)の疾患又は手術による後遺症がないこと。 (三)航空業務に支障を来すおそれのある肛門部の疾患がないこと。	(一)消化器系及び腹膜に重大な疾患又は機能障害がないこと。航空業務に支障を来すおそれのある消化器(肛門部を除く。)の疾患又は手術による後遺症がないこと。 (二)航空業務に支障を来すおそれのある肛門部の疾患がないこと。
五 血液及び造血臓器	(一)高度の貧血がないこと。 (二)血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。 (三)出血傾向を有する疾患がないこと。 (四)脾腫がないこと。	(一)高度の貧血がないこと。 (二)血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。 (三)出血傾向を有する疾患がないこと。 (四)脾腫がないこと。
六 腎臓、泌尿器系及び生殖器系	(一)腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (二)泌尿器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (三)生殖器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (四)航空業務に支障を来すおそれのある月経障害がないこと。 (五)妊娠していないこと。	(一)腎臓に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (二)泌尿器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (三)生殖器系に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は後遺症がないこと。 (四)航空業務に支障を来すおそれのある月経障害がないこと。 (五)妊娠により航空業務に支障を来すおそれのないこと。

七 運動器系	(一)骨及び関節の著しい奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。 (二)骨、筋肉、腱、神経及び関節の重大な疾患若しくは外傷がないこと又はこれらの後遺症による重大な運動機能障害がないこと。 (三)脊柱に重大な疾患若しくは変形又は苦痛を伴う疾患若しくは変形がないこと。 (四)脊柱又は脊柱の疾患若しくは変形による四肢の運動機能障害がないこと。 (五)習慣性関節脱臼がないこと。 (六)四肢に航空業務に支障を来すおそれのある運動機能障害がないこと。	(一)骨、筋肉、腱、神経及び関節の重大な疾患若しくは外傷がないこと又はこれらの後遺症による重大な運動機能障害がないこと。 (二)脊柱に重大な疾患若しくは変形又は苦痛を伴う疾患若しくは変形がないこと。 (三)脊柱又は脊柱の疾患若しくは変形による四肢の運動機能障害がないこと。 (四)習慣性関節脱臼がないこと。 (五)四肢に航空業務に支障を来すおそれのある運動機能障害がないこと。
八 精神及び神経系	(一)重大な精神障害又はこれらの既往歴がないこと。 (二)明らかな人格障害又は重大な行動障害がないこと。 (三)薬物依存又はアルコール依存がないこと。 (四)てんかん性疾患、重大な突発性の意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。 (五)重大な頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。 (六)中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。 (七)重大な末梢神経系統又は自律神経系統の障害がないこと。	(一)重大な精神障害又はこれらの既往歴がないこと。 (二)明らかな人格障害又は重大な行動障害がないこと。 (三)薬物依存又はアルコール依存がないこと。 (四)てんかん性疾患、重大な突発性の意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。 (五)重大な頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。 (六)中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴がないこと。 (七)重大な末梢神経系統又は自律神経系統の障害がないこと。

九 眼	(一)航空業務に支障を来すおそれのある外眼部及び眼球付属器の疾患又は機能不全がないこと。 (二)緑内障がないこと。 (三)中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来す障害がないこと。	(一)航空業務に支障を来すおそれのある外眼部及び眼球付属器の疾患又は機能不全がないこと。 (二)緑内障がないこと。 (三)中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来す障害がないこと。
十 視機能	(一)次のイ又はロに該当すること。 ただし、ロの基準については、航空業務を行うに当たり、常用眼鏡（航空業務を行うに当たり使用する矯正眼鏡をいう。）を使用し、かつ、予備の眼鏡を携帯することを航空身体検査証明に付す条件とする者に限る。 イ 各眼が裸眼で一・〇以上の遠距離視力を有すること。 ロ 各眼について、各レンズの屈折度が（±）六ジオプトリーを越えない範囲の常用眼鏡により一・〇以上に矯正することができること。 (二)裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が八〇センチメートルの視距離で、近距離視力表（三〇センチメートル視力用）により〇・二以上の指標を判読できること。 (三)裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で、近距離視力表（三〇センチメートル視力用）の〇・五以上の指標を判読できること。	(一)次のイ又はロに該当すること。 ただし、ロの基準については、航空業務を行うに当たり、常用眼鏡（航空業務を行うに当たり使用する矯正眼鏡をいう。）を使用し、かつ、予備の眼鏡を携帯することを航空身体検査証明に付す条件とする者に限る。 イ 各眼が裸眼で〇・七以上の遠距離視力を有すること。 ロ 各眼について、各レンズの屈折度が（±）八ジオプトリーを越えない範囲の常用眼鏡により〇・七以上に矯正することができること。 (二)裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で、近距離視力表（三〇センチメートル視力用）の〇・五以上の指標を判読できること。 (三)正常な視野を有すること。 (四)眼球運動が正常であり、かつ、眼振がないこと。 (五)色覚が正常であること。

	(四)正常な両眼視機能を有すること。 (五)正常な視野を有すること。 (六)眼球運動が正常であり、かつ、眼振がないこと。 (七)色覚が正常であること。	
十一 耳鼻咽喉	(一)内耳、中耳(乳様突起を含む。)又は外耳の重大な疾患がないこと。 (二)平衡機能障害がないこと。 (三)航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の異常がないこと。 (四)耳管機能障害がないこと。 (五)鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に重大な疾患がないこと。 (六)鼻腔の通気を著しく妨げる鼻中隔の彎曲がないこと。 (七)吃、発声障害又は言語障害がないこと。	(一)内耳、中耳(乳様突起を含む。)又は外耳の重大な疾患がないこと。 (二)平衡機能障害がないこと。 (三)耳管機能障害がないこと。 (四)鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に重大な疾患がないこと。 (五)吃、発声障害又は言語障害がないこと。
十二 聴 力	次のいずれかに該当すること。 イ 暗騒音で五〇デシベル (A) 未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。 ロ 各耳について操縦室内の騒音を模した騒音の下で会話音及びビーコン信号を正常耳と同等に聴取することができ、かつ、暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会	次のいずれかに該当すること。 イ 暗騒音で五〇デシベル (A) 未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において四五デシベルを超える聴力低下がないこと。 ロ いずれか一方の耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三〇デシベルを超える聴力低下がないこと。 ハ 暗騒音が五〇デシベル (A) 未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

	話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。	
一三 口腔 及び歯牙	口腔及び歯牙に重大な疾患又は機能障害がないこと。	口腔及び歯牙に重大な疾患又は機能障害がないこと。
一四 総 合	航空業務に支障を来すおそれのある心身の欠陥がないこと。	航空業務に支障を来すおそれのある心身の欠陥がないこと。

「航空身体検査マニュアル」(抜粋)

1－8 睡眠障害

1. 身体検査基準航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。

2. 不適合状態

2－1 睡眠時無呼吸・低呼吸症候群

2－2 その他航空業務に支障を来す睡眠障害

3. 検査方法及び検査上の注意

3－1 問診において、特に周囲からのいびき及び睡眠中の呼吸停止の指摘の有無、日中の過度の眠気の有無を確認すること。問診上、睡眠障害が疑われる場合は、さらにエポワス眠気尺度（E S S）等の検査を実施し、総合的に判断を行うこと。その結果、睡眠時無呼吸症候群を疑う場合は、終夜睡眠ポリグラフ検査（P S G）を行い、必要時には覚醒維持検査（M W T）を実施して十分な検討を行うこと。

3－2 睡眠障害については、基礎疾患（耳鼻咽喉科、呼吸器科、歯科領域等）の有無についても十分な検討を行うこと。

3－3 P S G検査は、以下の項目について検討を行うこと。

- ・呼吸モニター（鼻・口気流、胸部及び腹部の換気運動）
- ・酸素飽和度（SpO2）
- ・睡眠・覚醒・睡眠深度（脳波、眼球運動、頤筋電図）
- ・心電図検査

3－4 M W Tは20分法で、2時間以上間隔をあけて1日4回行い、覚醒を維持できた時間を測定すること。

4. 評価上の注意

- 4-1 上記2-1について、PSGの結果、無呼吸低呼吸指数(AHI) ≥ 15 であった場合は不適合とする
- 4-2 PSGの結果、 $5 \leq \text{AHI} < 15$ であった場合、ESSを含む問診を十分に確認し、日中の過度の眠気等がなく航空業務に支障を来すおそれがないと認めた場合は適合とする。
- 4-3 睡眠障害に対して睡眠導入薬を使用する場合、酒石酸ゾルピデム、ゾピクロン及びラメルテオンについては、常習性及び依存性のないこと並びに事前に試用して服用24時間後には眠気・集中力低下がないことを指定医又は乗員健康管理医が確認した場合は、その使用を適合とする。ただし、服用後24時間以内は航空業務を行ってはならず、また、常習性及び依存性を醸成する恐れがあることから、1週間で2回までの頻度とし、かつ、年齢に応じた適用量での使用に限る。また、上記三つの薬剤以外の使用は不適合である。
- 4-4 睡眠障害に対してアルコールを使用することは避けるべきである。そのような習慣がある場合には、アルコール依存の有無について注意深く問診すること。

5. 備考

- 5-1 上記2. 不適合状態の者で、治療により改善し、航空業務に支障を来すおそれがないと判断された者が国土交通大臣の判定を受けようとする場合は、問診内容及び治療内容を含む臨床経過並びに治療前後のPSG検査結果及びMWT結果を付して申請すること。なお、マウスピース又はn-CPAPを使用している場合には、コンプライアンスについても記載すること。また、PSG及びMWTの方法については、3. 検査方法及び検査上の注意を参照のこと。
- 5-2 上記5-1の者のうち、十分な経過観察期間を経て経過良好であって、病態等が進行しないと認められるものについては、国土交通大臣の指示により、以後指定医で適合とすること。

航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針の一部改正

(2019 年 8 月 1 日)

- ① 航空業務中の使用にあたり、使用可能な医薬品の取り扱いの見直し
 - ・ 一般市販薬（第 3 類）の使用可能な期間の明確化
 - ・ 睡眠薬（睡眠導入剤）について、使用可能な薬剤の追加、服薬後航空業務に従事してはならない時間の短縮
 - ・ 慢性副鼻腔炎に対するマクロライド療法の取り扱いを追加
 - ・ 痛風又は無症候性高尿酸症の治療に使用する薬の最低経過観察期間の短縮
 - ・ 散瞳薬使用後の航空業務に従事してはならない時間、及び確認方法の追加
- ② その他、文言の明確化

3.2 防衛省内規

防衛省では、航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生等に対しての航空身体検査を防衛省規則および訓令により規定している。

その内容は航空法上の航空身体検査を準用するとともに、爆撃機等についてはさらに追加した検査を規定している。パイロットについては、輸送機を担当している人は半年に 1 回、それ以外は 1 年に 1 回航空身体検査を受けることとされている。

日頃の健康管理と言うよりは、資格を維持するための身体的要件を満たしているかのチェックの意味合いが強い。

航空自衛隊航空身体検査規則

昭和54 年 8 月 3 日 航空自衛隊達第19 号 航空幕僚長 空将 山田 良市
(検査の実施責任及び対象)

第 3 条 部隊等の長は、この達に定めるところにより操縦士等について検査を実施するものとする。

2 部隊等の長は、航空幕僚長が必要と認める場合には、その都度別に示す

ところにより、操縦士等以外の隊員について検査の一部又は全部を実施するものとする。

(検査甲の対象及び実施時期)

第6条 検査甲は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、当該検査が前回の検査から3か月を超えない時期に行われるときには、その一部又は全部を省略することができる。

(1) 航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生から航空業務に関する知識及び技能の習得を命ぜられる者（要撃管制業務の要員を除く。）選抜するとき。

(2) 航空学生課程を修了した者 飛行準備課程に教育入隊するとき。

(3) 初級操縦課程に教育入隊を命ぜられた者 当該課程に教育入隊するとき。

(4) 航空士等の資格の取得を命ぜられた者 当該教育課程に入校するとき。

(検査乙の対象及び実施時期)

第7条 検査乙は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる時期に行うものとする。ただし、当該検査が前回の検査から6か月を超えない時期に行われるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 基本操縦（T-4）前期課程、基本操縦（T-4）後期課程、基本操縦（T-400）課程、輸送機操縦課程又は救難操縦課程に教育入隊を命ぜられた者 当該課程に教育入隊するとき。

(2) 基本操縦（T-4）後期課程、輸送機操縦課程若しくは救難操縦課程を修了した操縦者又は所定の資格を取得した航空士等 毎年1回その者の誕生日の2か月前から誕生日までの間の適当な時期。ただし、この時期に検査を実施できない事情がある場合は、その者の保有する航空身体検査合格証明書の有効期間内の適当な時期

(3) 輸送機等の操縦者 毎年2回とし、第1回はその者の誕生日の2か月前から誕生日までの間及び第2回はその者の誕生日後4か月から6か月までの間適当な時期。ただし、この時期に検査を実施できない事情がある場合は、その者の保有する航空身体検査合格証明書の有効期

間内の適当な時期

(4) 要撃管制業務の要員 選抜するとき。

(5) 要撃管制業務の資格の取得を命ぜられた者 当該教育課程に入校するとき。

2 検査訓令第7条の規定に基づく検査については、状況に応じて検査項目の一部を省略することができる。

3 部隊等の長は、操縦士等について第1項各号によるほか、必要と認める場合には、その都度実施することができる。

(機種転換等教育時の検査)

第8条 次に掲げる機種転換等教育時の耐G訓練を実施する場合は、検査乙を航空医学実験隊司令が実施するものとする。

(1) F-4EJ 機種転換操縦課程（準課程講習を含む。）

(2) F-15 機種転換操縦課程（準課程講習を含む。）

(3) F-2 機種転換操縦課程（準課程講習を含む。）

(4) 戦闘機操縦（F-15）課程

(5) 戦闘機操縦（F-2）課程

2 航空医学実験隊司令は、前項による検査乙を実施する場合、検査乙の他に必要な検査を実施することができる。この場合、必要な検査の項目及び基準は、航空医学実験隊司令の定めるところとする。

(検査結果の処置)

第9条 検査担当部隊等の長は、検査結果について次の各号により処置するものとする。

(1) 別表第1 に定める航空身体検査表に所要事項を記載する。

(2) 初めて航空身体検査を行ったときには別表第2 に定める既往歴及び家族歴調査表に所要事項を記入しなければならない。

(3) 別に定めるところにより航空医学実験隊司令へ資料を送付する。

(検査の合格基準等)

第10条 検査の合格基準等は、検査訓令別表に定めるもののほか、別表第3から第6までのとおりとする。

(検査の可否の判定)

第11条 検査の合否の判定を行う者は、航空医官及び航空身体検査判定官に関する達に定める航空医官及び航空身体検査判定官とする。

2 判定官が検査の合否を行うにあたり、医学的意見を必要と認める場合には、航空業務に関する医学適性の判定等に関する達の定めるところにより措置するものとする。

3 検査担当部隊等の長は、検査の結果検査訓令第3条第3項に該当すると認められる場合は、別紙様式第1により航空幕僚長に上申するものとする。この場合、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び補給本部長の隷下又は管理下の部隊等の長は、各々上級部隊等の長を経由して上申するものとする。

(隊員以外の者への準用)

第16条 この達は、航空幕僚長が必要と認める場合には、隊員以外の者の検査について準用する。

航空身体検査に関する訓令 改正平成28年3月28日省訓令15号

(目的)

第1条 この訓令は、航空身体検査の種類、合格基準、実施等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(航空身体検査の種類及び合格基準)

第3条 航空身体検査の種類は、検査甲及び検査乙とする。

2 航空身体検査の合格基準は、別表のとおりとする。

3 検査乙については、別表の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び能力を考慮して、航空業務に支障を生じないと防衛大臣が認めるものは、同表の規定にかかわらず検査の合格基準に適合するものとみなす。この場合において、防衛大臣は、必要があると認めるときは、当該者が新たに航空身体検査を受ける場合は、当該者に対し、同表の規定の一部に適合しない原因となった傷病の症状の検査等を受けるべきこと等を指示することができる。

4 前項の規定により検査の合格基準に適合するものとみなされた者は、

新たに航空身体検査を受ける場合であって、次に掲げるときは、当該適合しない別表の規定の一部に適合するものとみなす。

- (1) 前項の規定により防衛大臣が認めるに際して症状が固定しているとされたとき。
- (2) 前項の規定による防衛大臣の指示に基づく検査等の結果、症状が安定していると認められるとき。

(航空身体検査審査会への諮問)

第3条の2 防衛大臣は、前条第3項に掲げる事項その他航空身体検査の合格基準に関し防衛大臣が必要と認める事項について、航空身体検査審査会に諮問するものとする。

(航空身体検査審査会)

第3条の3 前条の規定による防衛大臣の諮問に応ずるため、防衛省に航空身体検査審査会を置く。

- 2 航空身体検査審査会は、衛生監、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官、航空医学実験隊司令その他防衛大臣の指定する者をもつて構成する。
- 3 航空身体検査審査会は、衛生監が招集し主宰する。
- 4 前各号に定めるもののほか、航空身体検査審査会の運営等に必要な事項は衛生監が定める。

(合格証明)

第4条 航空身体検査に合格した者（第3条第3項に規定する者を含む。）に対しては、合格証明を与えるものとする。

- 2 合格証明の有効期間は、合格証明を与えられた日から14箇月とする。
ただし、合格証明の有効期間中に新たに航空身体検査を行った場合には、従前の合格証明は航空身体検査の際にその効力を失う。
- 3 操縦士等が心身の故障により航空業務に従事することができないと医師又は歯科医師が認めた場合は、その者の合格証明は、その効力を停止するものとし、その者の航空業務に従事できない期間が3箇月以上にわたるときはその効力を失い、3箇月未満であるときは航空業務の支障となるべき心身の故障が消滅し、かつ、航空業務に従事してさし

つかえない旨を隊員である医師又は歯科医師が証明したときに限り、その効力を復するものとする。

(検査甲)

第5条 検査甲は、隊員から操縦士等になるべき者を選抜する際に行うほか、必要に応じ、それらの者が初めて操縦士等になる際に行う。

- 2 検査甲の合格証明を有する者でなければ新たに操縦士等になることができない。

(検査乙)

第6条 検査乙は、操縦士等（検査乙の合格証明を有する者を除く。）が航空業務に係る課程が設置されている部隊又は学校に入る際に行うほか、定期に及び必要に応じて臨時に行う。

- 2 検査乙の合格証明を有する者でなければ航空業務に従事してはならない。

(航空事故発生時の検査)

第7条 操縦士等が、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第2条に定める航空事故の発生に際し、当該事故機にとう乗し、又は当該事故機に対する航空交通管制業務に従事していた場合（当該操縦士等が事故の発生に関係がないことが明かである場合を除く。）には、当該操縦士等に対して直ちに検査乙を行うものとする。

(航空身体検査の実施及び判定)

第8条 航空身体検査の実施は、隊員である医師及び歯科医師が担当するものとする。ただし、航空身体検査の一部を隊員以外の医師若しくは歯科医師又は部外の医療機関に委託することができる。

- 2 航空身体検査の合否の判定は、航空医学に関する知識を有する隊員である医師で防衛大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が指定するものを行うものとする。

3.3 旅客自動車運転手の場合

旅客自動車運転手に対しては、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条及び第 48 条により、健康診断の義務付け、健康状態の把握、疾病等のある乗務員の乗務禁止が規定されている。さらに、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条により、初任・高齢運転者のほか、過去に事故等を起こした運転者を対象に、運転行動・態度等の測定のほか、生活習慣、健康状態、睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る問診を把握して必要な改善策を指導・助言することを規定している。

国土交通省自動車局と自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会は連名で「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成 26 年 4 月 18 日改訂）を発出し、詳細を解説している。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26_3.pdf

あわせて、自動車局では、以下の健康管理関係マニュアルも整備している。

自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/sas_manual.pdf

自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/brain-medical_guideline.pdf

自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/heart_disease_guideline.pdf

旅客自動車運送事業運輸規則

（過労防止等）

第二十一条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

- 2 旅客自動車運送事業者は、乗務員が有効に利用することができるように、営業所、自動車車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又は仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
- 3 旅客自動車運送事業者は、乗務員に第一項の告示で定める基準による一日の勤務時間中に当該乗務員の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該乗務員が有効に利用することができるように、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
- 4 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- 5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
- 6 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。
- 7 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

(従業員に対する指導監督)

第三十八条 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又

は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

- 2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
 - 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
 - 二 運転者として新たに雇い入れた者
 - 三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者
 - 四 高齢者（六十五才以上の者をいう。）
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の車掌に対し、第四十九条及び第五十一条に規定する事項について適切な指導監督を怠つてはならない。

【以下、略】

（運行管理者の業務）

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十五条の規定により車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。
- 二 第二十条の場合において、同条の措置を講ずること。

三 第二十一条第一項の規定により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。

三の二 第二十一条第二項の休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに同条第三項の睡眠に必要な施設を適切に管理すること。

四 第二十一条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二 乗務員の健康状態の把握に努め、第二十一条第五項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第二十一条第六項の場合において、交替するための運転者を配置すること。

五の二 第二十一条第七項の場合において、同項の措置を講ずること。

【以下、略】

3.4 鉄道運転士の場合

鉄道事業法において、国土交通省令医学的な身体検査（以下、医学適性検査）が義務づけられている。医学適性検査には、視力、聴力等とともに、脳波検査、睡眠検査が含まれている。

鉄道事業法

（輸送の安全性の向上）

第十八条の二 鉄道事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（安全管理規程等）

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るもの

を除く。)に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運転管理者（鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者（第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者）を選任しなければならない。
- 5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある

と認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

これにより、ＪＲ各社等では、各種健康診断、医学適性検査を自社内の施設で実施し、自社の産業保健スタッフや医療職スタッフが健康診断等の結果を管理している。



West Japan Railway Company

3.5 学校保健安全法

学校保健安全法は学校における児童生徒とともに職員の健康の保持増進を図ることも目的として掲げ、健康診断を設置者に義務付けている。職員自身の健康の保持増進という観点のみならず、児童生徒のための職員の健康確保が目的の一つといえる。

学校保健安全法

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

4. おわりに

業務上、他者の安全を引き受ける職種においては、健康確保は本人のためにとどまらない。このため、乗客の安全等を確保するための空路、陸路、鉄路の運転業務については、法、省令、局長通知、さらには事業者の内規等により、それぞれ詳細に定め、適宜追加変更して実施している。また、学校保健安全法は児童生徒の健康のために、感染症等も念頭に、教職員の健康確保を図っている。

これらは必ずしも法にそのまま規定したものばかりではなく、詳細は省令に委ねたもの、さらには局長通知等で定めるものなど、法令上の位置づけは様々であった。

医療法はその目的に、「病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項」を定めることが掲げられており、第 15 条は下記の通りである。

医療法

第十五条 病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

医師の健康確保とともに、医療の安全の観点からも、医師の健康確保措置において何らかの追加的な仕組みを検討することは選択肢の一つではないかと考えられる。